

平成24年5月11日

新潟市建設工事入札参加業者 各位

新潟市財務部契約課

総合評価方式一般競争入札案件における入札結果の表記について

標記の件について、総合評価方式一般競争入札案件においては、技術評価点自己評価表（簡易型にあつては簡易な施工計画書を含む）（以下「自己評価表等」という）を総合評価方式個別説明書に記載の期間内に提出することとなっておりますが、自己評価表等が提出されない場合等は、入札結果において下記のとおり取り扱いとなります。

記

- ・ 自己評価表等が提出されない場合及び記載内容に不備がある場合の結果表記 … 失格
※電子入札システムによる入札書または辞退届の提出を問わず、自己評価表等が提出されない場合及び不備がある場合

参 考

○新潟市建設工事総合評価方式試行要領（抜粋）

（技術評価点自己評価表の提出と審査）

第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表（別記様式第1号）に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。

2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する自己評価表を審査するものとする。

3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。

○自己評価にあたっての留意事項平成24年4月1日版（平成24年4月1日施行）（抜粋）

【当該入札が無効となり失格となる場合】

下記の場合は、当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。

- ① 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合
- ② 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
- ③ 提出期限内（契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日（落札候補者決定の公表日）の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日）に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

※平成23年10月4日付けで新潟市技術管理課ホームページ掲載の「技術資料提出における留意事項と取り扱いについて（通知）」参照